

議 会 議 案 第 1 号

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月20日提出

新居浜市議会議員 近 藤 司
新居浜市議会議員 岩 本 和 強
新居浜市議会議員 藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員 仙 波 憲 一
新居浜市議会議員 加 藤 喜三男

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

次代を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、人格形成のための倫理、道徳への十分な配慮を行ってこなかった教育のあり方、さらには、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫やテレビの有害番組の問題が指摘されているところである。

これに加え、インターネット、携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が問題をより深刻化させている。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成に係る基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者そして保

護者等の責務を明らかにした、一貫性のある、包括的かつ体系的な法の整備が急務となっている。

よって、国においては、「青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくり」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた青少年健全育成基本法を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛

法務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官

提案理由

口頭説明